5．畜産経営の安定のための措置

酪農及び肉用牛生産の持続性を確保し、意欲ある畜産農家が将来にわたって経営の継続と発展に取り組むことができるようにするとともに、畜産農家の努力のみでは吸収しきれない需給や価格の変化等による経営環境の悪化等に適切に対処できるようにするため、畜産経営安定対策や金融上の措置により、経営環境を整備する。

また、東日本大震災からの復旧・復興のため、汚染された牧草地の放射性物質の低減対策、汚染廃棄物の処理や被災農家の経営再開を推進することも重要である。

⑴　畜産経営安定対策

（背景・課題）

酪農及び肉用牛生産においては、以下の経営安定対策が講じられている。

酪農については、加工原料乳の再生産を可能とすることにより、生乳全体の需給の安定を図ることを目的として、加工原料乳生産者補給金制度が設けられている。

また、肉用牛生産については、肉用牛の繁殖・育成経営に関して、牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることを目的として、肉用子牛生産者補給金制度が設けられており、また、肉用牛の肥育経営に関して、もと畜価格、枝肉価格等の変動が収益性に及ぼす影響を緩和することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的として、肉用牛肥育経営特別対策（新マルキン）事業が設けられている。

さらに、配合飼料については、輸入原料価格が急騰した場合に、補塡を行うことにより畜産経営の安定を図り、畜産物の安定供給に寄与することを目的とした配合飼料価格安定制度等が設けられている。

（対応・取組）

意欲ある畜産農家が安心して経営を継続・発展させるため、現行の畜産経営安定対策等を適切に運用するとともに、制度の趣旨を踏まえつつ、必要に応じて、その在り方等を検討する。

⑵　金融上の措置

（背景・課題）

酪農及び肉用牛生産において、意欲ある畜産農家が経営発展等のために活用可能な制度資金として、スーパーＬ資金や農業近代化資金等が措置されている。

また、家畜等を担保として活用するＡＢＬ（動産・債権担保融資）のような資金調達手法の活用も進められている。

さらに、経営環境の悪化等により借入金の償還が困難な経営の再建のためには、経営指導や負債の借換えを行う金融措置が整備されている。

（対応・取組）

経営発展や経営環境の悪化等に対応するための金融措置を引き続き適切に運用するとともに、ＡＢＬの利用拡大に関する検討を継続する。

また、これらの資金調達手法について、生産者、金融機関等に対する情報提供を進める。

⑶　東日本大震災からの復旧・復興

（背景・課題）

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、畜産関係を含む農業全体で大きな被害が発生するとともに、多くの生産者が被災した。また、牧草地の汚染に加え、多くの畜産系汚染廃棄物が一時保管の状態にある。

福島県の避難指示区域等では、畜産の経営再開事例が少ない状況となっている。

（対応・取組）

関係府省が地方公共団体とも連携し、放射性物質に汚染された牧草地の放射性物質の低減対策や牧草等の汚染廃棄物の円滑な処理を推進するとともに、被災地での畜産経営の営農再開に向けた取組を推進する。

Ⅲ．畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

酪農及び肉用牛生産の競争力の強化のためには、生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保する必要がある。

また、消費者ニーズの変化や多様化に対応して、新たな需要の喚起や高付加価値化により、消費者への訴求を図ることが重要である。

海外での日本食への関心の高まりを踏まえ、和牛肉等の輸出拡大に向け、輸出戦略の構築・実施や関係者の取組の加速が期待されている。

経済連携の進展等による国際化への対応のためにも、需要に応じた生産・供給による国際競争力の強化が重要である。

⑴　安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

食品安全に関する国際的な考え方が、「後始末より未然防止」を基本に、「最終製品の検査による安全確保」から「全工程における管理の徹底」へ移行していることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのＨＡＣＣＰの普及を促進し、安全と信頼を確保する。

①　製造・加工段階でのＨＡＣＣＰの普及促進等

（背景・課題）

牛乳・乳製品については、生乳が腐敗しやすいことや異物の混入事案が発生したことなどを踏まえ、ＨＡＣＣＰを導入した施設での処理・加工による安全確保や日々の点検等が重要であるが、中小・農協系乳業者では、このような施設の導入が遅れている。

食肉については、と畜場におけるＨＡＣＣＰを用いた衛生管理に対応した基準が設けられたほか、ＨＡＣＣＰによる衛生管理に取り組む事業者に対する支援のための枠組みが整備されるなど、ＨＡＣＣＰの普及に向けた取組が進められている。

（対応・取組）

ＨＡＣＣＰの普及促進については、第４に示すとおりである。

また、消費者の牛乳・乳製品への信頼を確保するため、食品事故等に対して、国は、乳業者に対して未然防止・再発防止のための情報共有や指導に努めることとし、乳業者は、施設や工程、製品等の日々の点検を励行するといった細心の注意を払うことが必要である。

②　飼料・飼料添加物に係る安全確保

（背景・課題）

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、飼料原料、製造方法等の規制、組換えＤＮＡ技術応用飼料等の安全性の確認、飼料添加物の指定に関する規制等のリスク管理を的確に行い、安全を確保することが重要である。

（対応・取組）

関係機関及び都道府県は、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査、指導等を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに公表する。

また、国は、飼料の安全をより効果的・効率的に確保するために、これまでハザード（危害要因）ごとに整理していた工程管理のガイドラインを統合し、ＧＭＰ（事業者が実践すべき基本的な適正製造規範）基準を示すとともに、事業者によるＧＭＰやＨＡＣＣＰの導入を推進する。

③　動物用医薬品に係る安全確保

（背景・課題）

動物用医薬品については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。

（対応・取組）

国は、審査によって安全性及び有効性が確認された製剤を承認し、要指示医薬品制度や使用規制制度等による適正使用を推進するとともに、都道府県等の薬事監視員と連携して監視指導を的確に実施する。

また、審査制度の見直しや審査資料の国際的な共通化等により、安全を確保しつつ、効果の高い新しい動物用医薬品の承認の迅速化等を推進する。